

横須賀市立大津中学校 P T A 規約

第 1 章 総則

第 1 条 <名称および所在>

本会は横須賀市立大津中学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 条 <目的および活動>

本会は民主的な教育をねらいとして保護者と教職員との緊密な連携により、学校・家庭・社会の生徒に対するそれぞれの教育的役割を分担し、生徒の心身の健全な発達と調和のある成長をはかることを目的として下記の活動を行う。

1. 一般社会特に地域社会との協調による、教育環境の改善・整備ならびに社会教育の振興を助ける。
2. 教育の充実をはかるため、よりよい保護者・教職員としての学習・研修につとめ会員の教養を高める。
3. 生徒ひとりひとりの特性の把握と適正な指導を行うための会員相互間ならびに保護者と教職員の緊密なコミュニケーション確立に対する積極的な取り組みを行う。
4. 公費による豊かな教育予算の充実・促進をはかる。
5. その他本会の目的達成に必要な事項を検討・実施する。

第 3 条 <方針>

本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に沿って活動する。

1. 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 営利・宗教・政党に関する活動に、いかなる関係も持たない。
3. 学校および教育委員会の活動を助けるため意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の人事・その他管理には干渉しない。
4. 学校の財政に関しては直接の責任は負わない。

第 2 章 会員および会費

第 4 条 <会員>

本会の会員は横須賀市立大津中学校に在籍する生徒の保護者および同校の教職員とし、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 条 <会費>

本会の会員は会員一名を一口とし額は総会で決定する。

第 3 章 経理

第 6 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもって充当する。

第 7 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 8 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 章 役員・会計監査委員

第 10 条 <役員>

本会の役員は下記の区分とする。

1. 会長 1 名 会員（保護者）
2. 副会長 2 名 会員
(原則保護者男女各 1 名とするがその限りではない)
3. 書記 1 名 会員（教職員）
4. 会計 2 名 会員（保護者・教職員各 1 名）

第 11 条 <会計監査委員>

本会の経理を監査するため 2 名の会計監査委員を置く。

第 12 条 役員・会計監査委員の選出は別項細則に定める選出方法によって候補者を推薦し、年度末総会において出席者過半数の同意をもって決定する。但し教職員より選出の書記 1 名、会計 1 名は学校側に一任する。

第 13 条 役員・会計監査委員の任期は 1 年とし再選はさまたげない。

第 14 条 新年度役員・会計監査委員の就任は年度始めとし翌年の年度末までを任期とする。

第 15 条 役員および会計監査委員は役員・委員の兼務はできない。

第 5 章 役員の任務

第 16 条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 会長
(1) 本会を代表し会務を統括する。
(2) 総会・役員会および運営委員会を招集する。
2. 副会長
(1) 会長を補佐し会務を整理する。
(2) 会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記
(1) 本会の庶務を処理し事務を整理する。
(2) 記録・通信その他の書類を保管する。
(3) 総会および運営委員会の議事ならびに本会

の活動について重要事項を記録する。

4. 会計

- (1) 総会が議決した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 総会において会計監査を経た決算報告をする。
- (3) 本会の財産を管理する。
- (4) 役員会の決定に基づいて予算案を立案する。

第 6 章 総会

第 17 条 本会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第 18 条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は年度始めと年度末の 2 回とし臨時総会は運営委員会が必要と認めるときおよび会員の 5 分の 1 以上要求があった場合に開催される。

第 19 条 総会の日時・場所および議題は少なくとも一週間前に会員に通知する。

第 20 条 総会の定足数は全会員の過半数とする。但し委任状をもって出席に代えることもできる。また総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 21 条 総会の任務は次の通りである。

1. 役員および会計監査委員を選出・承認する。
2. 予算・決算の審議・承認・議決をする。
3. 役員会・運営委員会より選出された議案の審議・議決をする。
4. 規約および規約改正の審議をする。
5. その他本会の目的を達成するための重要事項の決定をする。

第 7 章 運営委員会

第 22 条 <構成>

運営委員会の構成は次の通りとする。

1. 役員（会長・副会長・会計・書記）
2. 各常任委員会の委員長・副委員長および特別委員会の委員長・副委員長
3. 校長・教頭

第 23 条 <任務>

1. 本会の活動と運営に関して立案された計画の審議と実施をする。
2. 常任委員会および特別委員会相互の連絡調整をする。
3. 総会に提出する議案の立案および審議をする。
4. 総会および会員より委任された事項の処理

を行う。

5. 特別な事項について必要のある場合は特別委員会の設置を行う。
6. その他必要な事項について検討・実施する。

第 24 条 運営委員会の定足数は構成員の 2 分の 1 とする。

第 25 条 運営委員会は会長が招集する。但し構成員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には会長は運営委員会を招集しなければならない。

第 8 章 常任委員会・特別委員会

第 26 条 本会の活動に必要な事項の調査・研究・企画・立案・実施機関として常任委員会を置き、設置ならびに任務に関しては別項細則による。

第 27 条 特別委員会はその任務を終えた時点で運営委員会の確認を経て解散するものとする。

第 28 条 常任委員会および特別委員会の活動計画は運営委員会の承認を得なければならない。

第 9 章 個人情報の取り扱い

第 29 条 本会は別に定める「横須賀市立大津中学校 P T A 個人情報保護規程」により個人情報を管理する。

第 10 章 規約の改正

第 30 条 本規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。この場合改正案はその総会の一週間前に会員全員に知らせておかなければならない。

第 31 条 この規約の施行に関し必要な細則は運営委員会で定めることができる。但し細則を制定しまたは改廃した場合はそれを次の総会に報告しなければならない。

付則

本規約は昭和五十一年四月一日より施行するものとする。

平成 27 年（2015 年）5 月 13 日 改正
平成 30 年（2018 年）2 月 23 日 改正